

【概要】

＜ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業＞

- 人口3万人以上の団体における簡易水道事業については、「適用済」が117事業（全体の100.0%）で前年度比1.7ポイント増となり、全事業が「適用済」となっている。
- 人口3万人以上の団体における下水道事業のうち公共下水道事業及び流域下水道事業については、「適用済」が1,155事業（全体の100.0%）で前年比0.1ポイント増となり、全事業が「適用済」となっている。

（単位 事業）

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4. 4. 1時点	R5. 4. 1時点	R4. 4. 1時点	R5. 4. 1時点
① 適用済	119 (98.3%)	117 (100.0%)	1,154 (99.9%)	1,155 (100.0%)
② 適用に取組中	2 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
小計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
③ 検討中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
④ 検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100%)	1,155 (100.0%)
（参考）合計 （統合・廃止確定等を含む）	123 -	120 -	1,183 -	1,182 -

＜新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業＞

- 人口3万人未満の団体における簡易水道事業については、「適用済」が154事業（全体の36.1%）で前年度比14.3ポイント増、「適用に取組中」が264事業（全体の61.8%）で前年度比10.4ポイント減となった。「適用済」又は「適用に取組中」の合計は418事業（全体の97.9%）で前年度比3.9ポイント増となった。
- 人口3万人未満の団体における下水道事業については、「適用済」が756事業（全体の46.8%）で前年度比16.8ポイント増、「適用に取組中」が844事業（全体の52.3%）で前年度比15.4ポイント減となった。「適用済」又は「適用に取組中」の合計は1,600事業（全体の99.1%）で前年度比1.4ポイント増となった。
- 人口3万人以上の団体におけるその他下水道事業については、「適用済」が579事業（全体の78.9%）で前年度比5.3ポイント増、「適用に取組中」が132事業（全体の18.0%）で前年度比1.3ポイント減となった。「適用済」又は「適用に取組中」の合計は711事業（全体の96.9%）で前年度比3.9ポイント増となった。

（単位 事業）

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業※	
	R4. 4. 1時点	R5. 4. 1時点	R4. 4. 1時点	R5. 4. 1時点	R4. 4. 1時点	R5. 4. 1時点
① 適用済	94 (21.8%)	154 (36.1%)	486 (30.0%)	756 (46.8%)	545 (73.6%)	579 (78.9%)
② 適用に取組中	311 (72.2%)	264 (61.8%)	1,096 (67.7%)	844 (52.3%)	143 (19.3%)	132 (18.0%)
小計	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
③ 検討中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
④ 検討未着手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)
（参考）合計 （統合・廃止確定等を含む）	437 -	437 -	1,633 -	1,633 -	782 -	780 -

※ その他下水道事業は、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、値の合計が一致しない場合がある。

（注1） 本調査は、都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む。）を対象にしている。

（注2） 今回より、簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組は含まない。

（注3） 「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）を含む。

- 都道府県別、市区町村等別の調査結果の詳細については以下 URL を参照。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html
- 「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日付け総務大臣通知)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000336548.pdf
「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
(平成 27 年 1 月 27 日付け総務省自治財政局長通知)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000336549.pdf
「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成 31 年 1 月 25 日付け総務大臣通知)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000597144.pdf
「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
(平成 31 年 1 月 25 日付け総務省自治財政局長通知)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000597145.pdf

【参考】

公営企業会計の適用に向けたロードマップについて

